

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月11日 02時30分ごろ
発生場所	島根県江津市江の川河口 江津灯台から真方位228° 728m付近 (概位 北緯35° 01.6′ 東経132° 13.7′)
事故の概要	プレジャーボート大幸丸は、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年3月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 大幸丸、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	292-49463長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ先端部に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、長崎県五島市から鳥取県境港市まで回航する目的で、江津市沖を航行していた。</p> <p>船長は、休憩と朝食の調達を兼ねて江津港に入港することとし、江の川河口部に向け本船を南進させた。</p> <p>船長は、河岸から離れた中央付近であれば無難に航行できるものと思い、同乗者を船首の見張りに立たせて航行を続けていたところ、本船は河口部の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、携帯電話で海上保安庁に本事故発生の通報を行った。</p> <p>江の川河口部は、土砂が堆積しており、左岸側に可航域があったが、公開された情報がなかったため、船長は可航域のことを知らなかった。</p> <p>船長は、江津港入港に当たって、港湾管理者に可航域等について確認していなかった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、江の川河口部に向け南進中、船長が、河川の河岸から離れた中央付近であれば無難に航行できるものと思い、航行を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、江の川河口部に存在する江津港に入港するのは初めてであったが、水路調査を適切に行わなかったことから、同河口部の可航域を知らなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、江の川河口部に向け南進中、船長が、江

	<p>の川河口部の可航域を把握していなかったが、河川の河岸から離れた中央付近であれば無難に航行できると思い、水路調査を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行計画を綿密に立て、初めて入港する港は、水路調査を行い、可航域について公開された情報がない場合は、事前に港湾管理者から可航域を確認しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

